

■第9回移管契約第13条検討委員会議事録 別紙1：議題2 議事要旨

事務局より、資料3「答申案」、およびその別紙として、資料4「答申別紙1（案）：移管契約第13条の各項目に関する評価基準案」、資料5「答申別紙2（案）：JPRSからの財務報告に対する提言案」、資料6「答申別紙3（案）：有識者評価委員会委員に関する人選基準案」の概要説明を前回会合で配布した版からの差分を中心に行った。

- ・ 資料3：前回会合で配布したものから変更なし。
- ・ 資料4：1ページ目の第13条1項の評価部分を修正。停止時間のところに『大災害時は除くべきでは』という議論、および委員Bからの『災害時以外にも除外すべき事由があるのではないか』という意見も踏まえて、前回会合の結論通り、委員Bから具体的な文言の提案をいただいたのが本資料の囲み部分。
- ・ 資料5：前回第8回会合で主に議論が集中した部分。諮問事項の2番目にある移管契約第14条2項に定める適切な財務報告について検討し助言するという諮問に対する助言。意見募集に該当する評価基準・人選基準については第3回会合以降議論していただいたが、第1～3回、特に第2回でチャーターを確認した中では一部議論があったものの、これまで本格的に議論してこなかったということで、前回審議いただいた。その議論に基づいて、JPNICとしてJPRSからどういう資料を入手すべきかという案を作成したのが今回の資料である。背景としては、これまでJPRSから受け取って説明を受けた財務資料は何かを知りたいという要望が委員からあり、リストを作成し委員に報告した。それらの情報をJPNICがJPRSの株主だから入手できていたのか、移管契約に基づいて入手できているのか必ずしも明確でないということがあり、株主でなくても移管契約に基づいて入手できているかどうかを明確に記載すべきではないかということで、今回の助言となっている。内容については、助言の1番目は従来から入手してきた資料で、2番目については、決算期や年1回の報告という定期的なものとは別に、大災害や急速な経営状態の変化など、期中に何かあった場合に必要と思われる記述となっている。これらは、移管契約の第14条2項における定めに沿っており、このように盛り込むのが適切と考えた。
- ・ 資料6：前回会合で配布したものから変更無し。網掛け部分は意見募集結果反映分。

委員A 「まずは資料3から。修正はないということだがいかがか。」

→特に意見なし。

委員A 「次は資料3の別紙1となる資料4で、13条1項の評価基準における例外事由を枠で囲った部分に記述した。」

委員A 「この枠は項目1-4と1-5の間にいきなり入るのか。」

委員B 「基準1-1の直後に入れて、項目1-2～1-3までの間はそれを引用する形で「項目と基準1に記載した事由を除く」とするか、章末または全体の最後かと。」

→事務局にて具体的事由の配置を検討し改版することになった。

委員A 「資料4について他に何か。」

- 委員 C 「事由に戦争という文言があるが、サイバー戦争などは含まれるか。」
- 委員 B 「列挙の場合、近傍で類似のものが括られると判断する。『暴動』の近傍であれば物理的な戦争ととるのが一般的。」
- 委員 A 「次は別紙 2 となる資料 5。前回から大きく変更されたので、改めて議論いただきたい。」
- 委員 B 「理事会の諮問はレジストリ組織の安定性・継続性の観点からのみ財務報告に関して教えてくれという話なのか。」
- 事務局 「JPNIC として移管契約の立場から安定性・継続性について判断を下すためには、どういった報告が適切か助言いただきたいという意味。」
- 委員 B 「諮問事項 2 は、『移管契約第 14 条 2 項に規定されている財務報告については～定めているものであるが、』と『当該企業に求める適切な財務報告について検討し、助言する。』の間に『それにとどまらず』を入れるべきではないか。
- 委員 E 「『それだけでよいか、JPRS にそれ以上の財務報告を求めることの検討は不要か』という趣旨か。」
- 委員 B 「簡単に言うとその通り。」
- 理事 H 「財務報告は第 14 条に規定されているものという意味であると理事会では考えている。14 条 2 項の具体的な内容については個別に掲げられていないため、それに関して助言をいただきたいということ。助言とした理由は、JPRS との協議が必要であるため。」
- 委員 B 「つまり、諮問事項第 2 項の趣旨はレジストリ組織の安定性・継続性の観点からどういった財務報告を受けるのがよいかと言う趣旨で、例えば倒産リスクのような経営の健全性判定に必要な資料を聞いているということか。」
- 委員 E 「どういう報告を受ければ安定性・継続性に関する判断が一定程度できるのか、ということだと理解している。」
- 委員 B 「そういうことは 13 条委員会に聞くべきことなのか。専門家の方に聞くべき。前回資料では公表に関して書かれていたが、それは理事会の諮問から逸脱したものだったのか。」
- 理事 H 「その通り。資料の書き方としてはそうなってしまっていた。当時、移管契約全体で解釈に幅があるところが明確になれば良いという考えがあり、このような諮問をした。」
- 委員 B 「契約の解釈に幅があるとは、どういうことか。」
- 理事 H 「今後 JPNIC が JPRS から受け取る情報について協議するにあたって、ご専門の方が含まれているのでアドバイスがあれば伺いたいということ。それが助言。」
- 委員 E 「勝手な想像だが、13 条検討委員会でお話を伺う中で、JPNIC と JPRS、特に後者に儲けすぎや株主の問題など、数字面で賑やかな部分があるため、財務・経理について取り上げておこうという意思が働いたのではないか。」
- 委員 B 「同意する。ならば、JPRS の倒産リスクの判断だけでなく、そういった賑やかなものに対して答えるためにはどうすれば良いのかを議論すべきではないのか。」
- 委員 E 「その賑やかなところが具体的にどのようなものかは把握していないが、安定性・継続性の観点が 13 条と 14 条で言及されているので、まずはそこからという趣旨は全く外れてはいないと思う。」

理事 H 「委員 B の指摘のような問題意識はない。賑やかな部分に対して全部答えようという意思は少なくとも自分にはない。」

委員 A 「今の議論を踏まえて、前回の資料と今回の資料を比べてどうか。」

委員 C 「助言だから『～望まれる』となっているのだと思うが、実際にはここに書いてあることは実施しているという理解でよいか。」

事務局 「よい。」

委員 C 「既にできていることを『望まれる』と表現すると少し違和感がある。」

理事 H 「『～妥当である』位か。」

委員 B 「株主として入手できる情報と、移管契約で入手できる情報の関係についてはどうか。」

理事 H 「たまたま説明を受けたものが兼ねているということはあったが、14条2項については問題なく10年間やってきた。」

委員 E 「この契約を履行するために、株主が必ずしも得られない情報ももらっているようだ。」

委員 B 「14条2項に基づいて財務資料を入手してきたことが果たして十分かどうかということと、株主であることが何か関係するのか。14条2項を満たすか満たさないかという基準にとって必要なものは、株主であろうとなかろうと入手すべきではないか。」

理事 H 「その通り。」

事務局 「だからこの計算書類4表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）がそれに該当すると考え、記載している。」

委員 B 「それに対して13条委員会は『十分です』と答えるということか。それなら、株主が出てくる余地はあまりないだろう。」

事務局 「だから株主というのはここには書いていない。たまたま資料をそのような形で入手していたという説明を加えただけ。」

委員 C 「『望まれる』という表現が適切か気になる。」

委員 B 「『十分である』と書かれるべきだと思う。」

委員 B 「もう一つは、助言の冒頭に、諮問事項は財務諸表の公開の適否を問うものではなく、14条2項に照らして組織の安定性・継続性の観点から十分な資料というのは何かということについての諮問であると理解した、と書いていただくのが良いと思う。」

委員 A 「そうすると、冒頭部分について情報公開云々ということが含まれていないので、そのような書きぶりが入るとのことと、『～望まれる』の指摘の部分か。ここは案として何かあるか。」

委員 B 「ここは単に『これまでも』の『も』を取って、『これまで JPNIC が入手してきた～財務報告の内容とすることで十分である』で良いのではないか。最初の項目は『～十分である』と書いてもらって、2番目は『～対応すること』でも、『～対応することが望まれる』でも良いと思う。」

委員 D 「『～十分である』と言うと、『この財務諸表だけで十分です。それ以上必要ありません』とも解釈できて、2番目の項目で書いていることと矛盾しないかという懸念がある。」

- 委員 B 「なら、『原則として十分である』とかでも良いと思う。」
- 委員 E 「そう。『十分だ』と言うと、それ以上必要ないというニュアンスが強くなる気がする。」
- 委員 B 「ただ、『十分ですか』と聞かれているので、『十分です』か『十分ではなくもっと何かが必要だ』の、答えとしてはどちらかだと思っただが。」
- 委員 E 「事務局の話では、今もらっている情報はこの 4 つに限らないが十分だと思っており、その相当部分は計算書類に含まれているが、それ以外の情報も入手している。なので、『十分である』と書いても、他の情報が不要なわけではない。」
- 委員 B 「ただ、それにはこれまで入手してきたものという限定が付いているので、『これまで JPNIC が入手してきた計算書類(貸借対照表、～等)』と『等』でも入れれば趣旨としては十分だと考える。」
- 委員 D 「この文章の趣旨としては、入手してきたものの全部を指すわけではなく、この 4 つの書類を指しているんだと思う。」
- 事務局 「その通りだ。」
- 委員 B 「では限定でよいのではないか。『等』を付けずに。」
- 委員 A 「我々の助言という観点で『十分である』と言い切った時に、現状を肯定して一切否定しないということになるが、前回委員会での議論を受け先日事務局より提示された書類の名称だけを見て、十分確認したと自分としては言い切れるか、という気はする。」
- 委員 B 「どちらかという我々が考える問題ではなく専門家のご判断を仰ぐもの。委員 E のご意見を専らとしてお答えするか、委員会としては任に余るので専門家に聞くことをお勧めめしますと答えるのかということではないか。」
- 委員 E 「そのため、つまり追加情報が必要な場合に 2 番目の項目があると理解した。」
- 委員 B 「もし理事会の諮問事項の趣旨が、JPRS の長期的な財務的安定性を判断するための資料は何かを聞いているのであれば、きちんと専門的な回答を返すべき。」
- 委員 E 「委員 B の指摘通りで、専門家であるコンサルタントや分析の方に直接委嘱すべき。」
- 委員 B 「正しい答え方としては助言の冒頭に『公開の適否を問うものではなく、長期的な財務基盤の安定性について問うものだ』と我々は理解した。それについては専門のコンサルタントに尋ねていただきたい、というように回答するのが良いと思う。」
- 委員 E 「13 条と 14 条はそこまでは行かずその前段階と理解する。つまり、本契約が言うレベルで安定性・継続性に不安・疑念を持った段階で JPNIC が対応を検討し、専門家の分析が必要となればその段階で協議という感じで次の段階に進む、位の理解でいるのだが。」
- 委員 B 「すみません。よくわからないのだが。」
- 委員 E 「ここで言っている判断は、最初の移管契約の 14 条のところを見ても、そこまで突っ込んだレベルの判断を求めているものではないような気がしているが。」
- 委員 B 「14 条の要求事項と、理事会の諮問の趣旨は別。理事会の諮問の趣旨は理事 H の説明によれば、レジストリ組織の安定性・継続性の観点から、今の資料で十分なのかと真摯に問いかけるもの。それに対しては、『状況による』という答えではなく、専門的な判断に基づく回答を返すべきだと思う。」

理事 H 「14 条 2 項は具体的な中身について書いていないので、それについて助言いただきたいという趣旨。JPNIC は JPRS が潰れないようにする義務はないが、立ち行かなくなった時に JPNIC と総務省は移管契約記載の通り色々なことをしなければならず、なるべく早くわかった方がよい。そのために必要な情報を JPRS から出してもらう、という趣旨。」

委員 B 「立ち行かなくなるかどうか検知するための資料は何か、ということか。」

理事 H 「そう。」

委員 B 「このメンバーで議論していてもそんなにはっきり結論が出ることではないと思う。」

事務局 「潰れるかどうかの判断は、そこまで細かい判断をしなくても、この 4 表があれば基本的には出来る話だと思うが、委員 E はどうお考えか。」

委員 E 「13 条、14 条で最終的には移管、取り上げるところまであるので、第 1 段階として継続性・安定性について継続的に監督・観察するというレベルでの話だと理解している。その意味では、ここに挙げている書類、もしくはプラスアルファの書類で十分。」

委員 B 「自分は専門家である委員 E が十分と判断されるのなら、その意見を尊重したい。」

委員 E 「少なくとも自分は委員 D が言ったように『十分だ』と入れるのには少し抵抗がある。」

委員 B 「しかし、理事会は今得ているもので良いかどうか尋ねているわけなので、返答すべきと思う。十分、十分でない、わからない、のどれかしかないと思う。」

委員 D 「1 番目で答えているのは、今得ているものではなく、4 つの書類のことだけか。」

委員 B 「そう。」

委員 D 「ここでは、最低限これだけは何があっても必要と主張すれば良いと思う。」

委員 B 「でも、理事会は最低限何が必要かということを知っているのではないと思うのだが。」

理事 H 「委員 E のアドバイスがいただければ、それはそうだというのは自分も思うのだが。」

委員 E 「間違いなく一つの目安。ただ、単年度だけでなく過去 3 年分とか 5 年分とか時系列的なものはあるが、基本的にはこれで判断する。ニュアンスとしては『最低限』というレベルではある。」

委員 D 「シンプルに言えば『この 4 つを入手せよ』と言えば良いだけの話かなと思うのだが。」

委員 E 「ただ、これまで JPNIC が判断する際にはこれ以外の情報も貰っていたので、14 条 2 項の判断を、この 4 つの書類だけで良しと判断してきたわけではないと思っている。」

事務局 「そういう意味で、2 番目の項目が存在していると思っているのだが。」

委員 E 「必ずしもこの 4 つの書類から作られるものではなく、他の情報を必要とする資料も入手しており、JPNIC 側が必要と判断して、JPRS 側が提供しているのだろう、という理解。」

委員 D 「議論を踏まえると、ここは両方『～こと』で切り、『～次の通り助言する。～四つの財務諸表を入手すること。～必要なものがあれば協議の上、入手すること。この二つを助言する。』という内容。」

委員 C 「そうすると、また繰り返しになるが、現状でも『また、～』以降のこの文章の内容に書かれていることも現在もやっている、と取る解釈はできるということか。」

委員 B 「それはもちろんやっておられる。」

委員 C 「であれば両方既にやっておき、ここが『～望まれる』というのはおかしいが、プラスアルファの部分もあり、両方合わせて十分かという風になるのなら良いか。」

- 委員 B 「それならわかるのだが、前半部分の財務報告も大体この辺りという内容であり、2 番目の項目も『さらなる情報の入手が必要と判断した場合も、適切な対応が望まれる』と
いったことを、JPNIC 理事会に助言することが自分としては憚られる。」
- 委員 D 「現状で良いよねというセカンドオピニオンを第三者が言ってくれることが重要。」
- 委員 A 「例えば、2 番目で『また、更なる情報の入手が必要と JPNIC が判断した場合は』とあるが、実際は『これまでと同様、両方で協議した上で適切に対応すること』止まりかと。」
- 委員 E 「ここは、会社法で作成を義務づけられている計算書類を財務内容の報告として JPNIC が入手しており、加えてさらなる情報も入手しているということで良いわけですね。」
- 委員 C 「1 番目と 2 番目はやっているのだから良い。それへのプラスアルファがなければ、今やっていることで十分となり、プラスアルファが考えられるのなら助言する、かと。」
- 委員 B 「思いつくプラスアルファは、前回議論した通り公開の適否の問題だが、理事会が諮問していないのなら、諮問事項ではないので助言の対象外とすることで良いと思う。」
- 委員 A 「基本的には委員 B の指摘通り。この項目二つについては、既にやっておりそれでいいのではないかと、加えて情報公開について『期待する』程度と思っている。」
- 委員 B 「最終的な助言は、今回の資料 2 の議事要旨に書かれているような議論の結果として出てくるものはずで、わかりやすいと思うが。資料 2 では委員が公開について延々と議論しているが、資料 5 にはその話がすっかりなくなり、『これらを財務報告の内容とし、必要が生じた場合は適宜協議の上で対応せよ』などとなってしまうが、それが果たして真っ当なことなのか。」
- 委員 A 「ちょっと資料 5 の別紙 2 についてはまともそうにもない。」
- 委員 F 「13 条委員会としては、財務全般に関して広い意味での助言を求められていることではないのなら、ミッションとそれに対する答えをまとめれば良いのでは。」
- 委員 B 「もちろんその通りだが、ここで問題なのはミッションの限定について、我々の議論を踏まえてどう説明するかということ。回答内容は『現状のままでよい』の 1 行で良い。」
- 委員 E 「委員 B は、資料 2 の 3 ページから 2 ページ余りにわたって情報公開および透明性などについて議論したにも関わらず、最終的な財務報告に関する助言で全く触れられておらず、ここでの議論が全く出てこないことがおかしいのではないかとということか。」
- 委員 B 「その際はミッションが違うという指摘は誰からも出なかった。今回の助言を議論した際に、あたかも資料 2 が無ければ何も無かったかのごとく回答を出すことがまともかどうか。今となつては、助言の内容よりも話の進め方がそもそも疑問。」
- 事務局 「議論の中で公開にまで言及していることがおかしいのではないかと意見もあり、公開まで言及すべきだという意見が主という議論ではなかったと思う。」
- 委員 B 「そう。公開すべき／公開すべきでない、など色々意見があったことを書くということ。」
- 事務局 「当然、この議事要旨は公開される。」
- 委員 B 「そう、無かったことにはならない。助言時に、今の話の進め方で良いのかと。」
- 委員 A 「これまでの議論を考えると、最終的な助言は箇条書き 2 項目を簡単に『～すること』と書くことになる。ただし、情報公開の話は前回かなり議論し、パブコメでも色々な意

見があったと考えるので、最後に『こういう意見があった』程度のなお書き位は追加すべきと考えるが、他の委員はどうか。」

理事 H 「なお書きについて委員会の中でどの程度の支持があったかについて、往々にして不明なため、意見があったことは客観的な事実だと思うが、表現に注意が必要かと考える。」

委員 B 「公開の問題をミッション外だから一言も触れないということには反対だが、公開について助言に書いていただけるのであれば、内容についてはここで議論して、場合によっては決を採って決めることだなと思っている。」

委員 A 「採決の提案があったが、どうするか。」

委員 C 「企業自身の本質に関わることなので、一般には公開した方が良いという考え方はわかるが、どのような形で表現するのは神経を使う話。それと、この場で採決してすぐに行けるのかというと、難しいような気がしている。」

委員 B 「最もポジティブ側では、『積極的な公開に向けて検討を行うことが望ましい』などといったところか。『安定性・継続性から書類はこう、対応はこう』という、2項目だけを返すのはよくないと思う。公開に関する助言内容は、『助言しない』も含めて何でも良い。」

委員 E 「やはり議論したことには一言でも触れておくべきということか。」

委員 B 「そう。資料 2 を公表して、公開の話とかを延々としているのに、ポンとこの助言ですね。本日の案が出てきたとして、自分が見たら不審だなと思う。」

委員 C 「財務系で公開と言う場合には、どういうことを指しているのか。」

委員 E 「JPRS が公開しなければいけないものはすでに公開している。それらは会社法に基づいており、4つの表のうちの最初の2つ。それを越えて、例えば後ろの二つを公開すると、自主的に公開するという話になってしまう。」

委員 D 内容としては、ここで議論した結果聞かれているのはこういうことだとわかった最終的な諮問の内容に対して答えを書く、というのがアウトプットとしては適切かと思う。前回の議事録の話は確かに問題と思われるところはあり、違和感を感じる人がいるかもしれないので、何か上手い解決方法があれば良いのだが、自分には思いつかない。」

委員 B 「『上手い解決法を考える』ことは我々の仕事ではない。」

委員 D 「解決する必要があるのであれば、そもそも問題視する必要もないだろう。」

委員 A 「事務局として何か案はあるか。」

事務局 「議事内容を要旨として公開しており、安定性・継続性の観点からは公開は的外れかと思う。逆に、公開により安定性・継続性に対してネガティブな状況が発生する可能性がある。透明性などの観点からの公開はあるかもしれないが、14条2項において求められることに関しては、公開を必ずしも盛り込まないといけないとは思っていない。」

委員 F 「議事要旨も含め公開すれば、両方を読むことで議論と助言の関連を理解できる。」

委員 B 「公開についても何らかに触れた方がきちんと仕事をしたということになると思う。」

委員 A 「今日の中心がまさにここだとは思いますが、なかなか現状としては埒があかない一方で、予定としてはご承知の通り、今日を最終回の会合にしたいところ。今、議事録に残す案と、別紙 2 に何らかの形でやったということを一言書き加えるという二つの案が出てい

る。今までの議論を踏まえ、まずは二案を事務局とまとめることにするか。」

事務局 「心配なのは、検討委員の中で公開について何かなお書きするとした場合に、入れる文言について全くコンセンサスが得られていないこと。ポジティブに書くのか、ネガティブに書くのか、意味がないと書くのか、書きようがない。どちらでも良いのであれば、議論の経緯より『公開について言及すべきではない』と書くべきだと思っている。」

委員 B 「助言の中ですか。」

事務局 「それについては助言しないという結論になったと。」

委員 E 「それでも委員 B は良いわけか。」

委員 B 「もしどうしてもということであれば、『助言の内容についてまとまらず、公開については意見の一致を見なかったので助言には至らない』と書けば良いのではないか。」

委員 A 「『一致を見なかった』ことを議事要旨に書くためか、別紙 2 (資料 5) への記載か。」

委員 B 「別紙の方。」

事務局 「別紙の方に入れるべきだという意見と、入れない方が良いという意見がある。委員 A のご提案は、両方を作ってみて判断する、ということと理解している。」

委員 A 「その通り。事務局と自分でその 2 点を別紙 2 に入れた時と、議事要旨だけのものをそれぞれ作成し、どちらを残すか皆さんに賛否を問う、というやり方があると思っている。」

委員 B 「今賛否を採ってもらっても良いかもしれない。」

委員 A 「そうするとするか。今日は全委員に出席いただいているので。」

事務局 「規定では、賛否を採る際には議長と担当理事の確認を経ることになっている。」

委員 A 「担当理事はいかがか。」

理事 G 「今回が最終回なので、いずれにせよ二つ案が出てきて、メールでの採決などが必要となるが、書きぶりについては別途とし、今賛否を採る方が望ましいと考える。」

委員 A 「書きぶりについてはともかく賛否を諮ること自体は良く、理事 G と同じ意見。」

→ ここで委員 A の発議により、委員 6 名の挙手による採決が行われた。採決の結果は次の通り。

- ・ 公開に関する議論があったということを別紙 2 に記載した上で、議事要旨にも議論の経緯を載せる。→ 委員 A、委員 B が挙手 (2 名)
- ・ 別紙 2 には議論の経緯を載せず、議事要旨に記載することと定める。→ 委員 C、委員 D、委員 E、委員 F が挙手 (4 名)

委員 A 「では、2 対 4 ということで、議事要旨にとどめるということにしたい。」

委員 A 「別紙 2 の助言に戻るが、先ほど以来『～こと』でとどめるなど、いくつかご意見があったが、一応それについてはその後の意見として他に何かよいか。」

委員 D 「先ほども意見があったが、委員 E の意見を尊重するというのが出ていたと思うが。」

委員 A 「今日の資料をベースに委員 E の方で事務局に示していただき、それを委員全員で確認する、ということで別紙 2 を固めることにしたい。委員 E はそれで問題はないか。」

委員 E 「異存はない。」

委員 A 「では、今決まった通りで、別紙 2 については委員 E に今日の議論を踏まえて叩き台をまとめていただき、それを事務局から委員に流していただいた上で最終的に確認する。」

議事要旨については、事務局でまとめていただいた上で早急に委員に確認していただく
ということで、それらをもって公開ということにしたい。」

→委員からは異論無し

委員 A 「ではかなり議論があったが、資料 5 については以上としたい。」

委員 A 「続いて別紙 3 となる資料 6。最初の説明通り、前回配布したものから変更無しだが特
に問題ないか。」

→委員からは異論無し

委員 A 「それでは一通り終わったが、全体を通じて何かあれば。」

委員 B 「一応今回が最終回ということで、正式な諮問に対する回答ということで答申公開とい
うことで全く問題ないと思っているが、評価項目と評価基準など、従前の反対意見を取
り下げたわけではないので、それはどうすればよいか。何らかの反対意見は留保してお
きたいと思うが。」

理事 H 「今の発言が議事録に残るだけではダメということか。」

委員 B 「それを残していただければ結構。」

委員 A 「この後別紙 2 を確認した上で、検討委員会として決まった答申はそのまま公開される
ということで基本的には問題ないか。JPNIC として何かあるか。」

事務局 「答申は『公開する』としている。」

委員 A 「それで良いということか。」

事務局 「答申は公表する。その答申を踏まえて、有識者評価委員会の組成も含めて JPNIC とし
てどうするのかについてはもちろん JPNIC 理事会で決定する。」

委員 A 「JPNIC 理事会で答申を踏まえて決定した事項も公開するという理解で良いか。」

事務局 「その通り。」

理事 H 「理事会は原則として決定したものはすべて資料と一緒に公開している。」

<以上>